第２２号様式



令和６年５月１５日

浜松市長　中　野　祐　介　様

所　在　地　浜松市中央区上島三丁目27番12号
さなるの森パートナーズ
代　　表　一般財団法人浜松公園緑地協会
代表者氏名　理事長　池　谷　和　宏

浜松市　佐鳴湖公園　指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第９条の規定により、次のとおり令和５年度事業を完了したので、地方自治法第２４４条の２第７項の規定に基づき報告します。

施設の名称　　佐鳴湖公園
管理の期間　　令和５年４月１日～令和６年３月３１日

目　次

1　施設運営方針に関する項目　・・・　1

（１）施設の運営方針

（２）施設の有効活用

2　事業実施に関する項目　・・・　2

（１）事業の具体的取り組み方（機能性）

（２）施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）

（３）適正な管理・経理（明瞭性・規律性）

（４）安全管理・緊急時への対応（安全性）

（５）市民サービスの向上・自主事業（独創性）

（６）環境・障がい者等への配慮（社会貢献）

（７）平等利用（平等性）

3　収支・利用者数等に関する項目　・・・　9

（１）収入の妥当性

（２）支出の妥当性

（３）利用者数等の実績

4　管理施設の利用状況　・・・１２

（１）利用人数等

（２）利用料金の収入実績

（３）管理に係る経費の収支状況

（４）自主事業の実施状況

（５）利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

（６）施設設備の損傷、減耗、不具合の状況

（７）事後評価での指摘及び意見に対する対応状況

（８）その他指定管理者との協定書で定める管理の状況

（９）指定管理者による自己評価

（１０）労働関係法令について

（１１）施設運営に関する意見・要望について

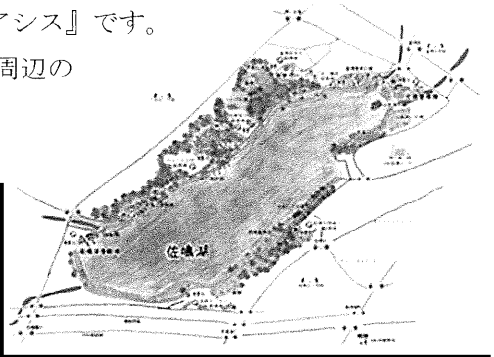
1　施設の運営管理に関する項目

（1）施設の運営方針

佐鳴湖公園（以下「本公園」という）は、春は桜の名所として多くの花見客が訪れ、夏には佐鳴湖の浄化を願った花火大会が開催されます。また、秋にはコナラやモミジなどの紅葉を鑑賞しながらの湖畔での散歩が見られ、冬にはカモ類を中心とした冬鳥たちが羽を休める野鳥の楽園として、バードウォッチャーで賑わうなど、四季を通じて自然と触れ合うことのできる浜松市を代表する公園です。

本公園は、５０．４３ｈａの広大な緑地帯を誇り、園内に確認できる植物は５７０種程あり、他にも哺乳類１８種、鳥類１３０種、昆虫類１，６６５種が生息し、四季を通じて織りなす自然の生態を間近で体感できる『水と緑のオアシス』です。

私たちは、街中からほど近い場所にあるこの佐鳴湖周辺の良好な緑地を、市民の共有財産として安全で快適な管理を行いました。



[redacted]

（2）施設の有効活用

■管理運営テーマ

[redacted]

ア　施設の利便性向上、効用発揮

[redacted]

2　事業実施に関する項目

（1）　事業の具体的取り組み方（機能性）

ア　公園管理運営士によるモニタリング

『安全・安心・快適な公園』を提供するために、さなるの森パートナーズ（以下「当グループ」という）内の公園管理運営士による公園相互（当グループの管理公園）のモニタリングを実施しました。こうした複数の視点でモニタリングを実施したことで、維持管理・運営の現状と見直すべき課題を把握することができました。これらモニタリングによる課題に対しては、[redacted]

このような[redacted]

加えて、当グループ内の有資格者による[redacted]

■モニタリングの方法、頻度

[redacted]

イ　市の施策への支援実績

「浜松市緑の基本計画」の目標でもある 『みどり生活を愉しむまち・浜松』施策をサポート	
連携内容	[redacted]
「浜松市戦略計画」の浜松市未来ビジョン ・「市民協働による未来創造へのひとづくり」・SDGs の推進への協力	
連携内容	[redacted]
障がいのある人のライフステージに応じた支援	
連携内容	[redacted]
環境負荷の軽減	
連携内容	[redacted]

その他、市の戦略計画等の支援

[redacted]

ウ　第三者委託の範囲と委託先に対する考え方と状況

公園全般の日常的な施設の維持管理や点検は公園キャストにて行い、専門性が高く、点検に資格要件が必要となる業務については、法令を遵守し、社会的責任の果たせる浜松市内企業へ委託し、これらについては、「第三者委託先」として浜松市へ適正に届出を行いました。

また、委託先との緊急連絡体制を整え、設備の故障等の対応や事故並びに災害等の緊急時には速やかに対応しました。

（２） 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）

ア　管理責任者の資格

当グループは、公園施設を管理するにあたり、公共施設としての目的や特性を理解しつつ、管理責任者として経験のある職員を配置することが重要であり適切であると考えます。

そのため管理体制に、[redacted]として配置し、管理運営を行いました。

また、[redacted]を整え管理にあたりました。

イ　公園管理のプロ集団による施設の管理体制

■ 管理責任者は[redacted]が責任を持って業務にあたり、公園長と共に公園キャストと連携して管理運営を行うとともに、公園の実務担当者として行政担当者と連絡調整等を行いました。

[redacted]

■ 浜松公園緑地協会は浜松市内約７５０公園を巡視管理しており、指定管理者施設も多く管理しています。[redacted]も浜松市内外の指定管理者施設を多く管理しているため、日常的に管理運営における情報交換を行うとともに、自主事業や緊急時にはグループ間、施設間の連携を図り、協力体制を構築しました。

ウ　管理運営体制

現地に従事する職員数 [redacted]

常駐職員の資格・能力

担　当	役割分掌	資格・能力
[redacted]		

エ　職員の資質、能力向上を図るような取り組み（実績）

・感染症予防のためのキャスト教育

新型コロナウィルス感染症が５類感染症へ移行され、感染症対策も個人事業者への判断となりました。その中で本公園では、昨年度に続き、消毒用アルコールの設置を継続して、キャストと利用者の感染予防に配慮してきました。

・職員の資質・能力向上を図る取り組み

[redacted]

佐鳴湖公園　職員研修

項　目	実施日	参加人員	内　容
[redacted]			

・個人情報保護に対する対策

当グループは、指定管理者として「個人情報保護法」、「浜松市個人情報保護条例」を遵守しており、業務上収集された利用者及び第三者からの情報は、データ管理を行っていません。

また、申請書等の提出された文書は、内部規程に基づき保管し、期日が終えた文書は溶解処理を行うなど、適切に処理を行いました。

[redacted]

・「浜松市個人情報保護条例」に基づく運用

現代は、高度情報通信社会の発展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大しています。当協会ではこれらのことに鑑み、個人情報の適正な取り扱いに関し業務の適正かつ円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とした「浜松市個人情報保護条例」についての研修や連絡会時の公園キャストへの実地教育を行いました。

（３） 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）

[redacted]

[redacted]

（４） 安全管理・緊急時への対応（安全性）

ア　明確な危機管理体制の構築

本公園において予測される事件事故の対応等について、緊急時に備えた危機管理マニュアルの整備を継続して行いました。今年度も昨年度に続き、斜面地からの倒木が２件ありました。その際も浜松市と連絡を密にして、立入禁止措置などを、行い安全管理を徹底しました。

[redacted]

（５） 市民サービスの向上・自主事業（独創性）

ア　サービス向上策と状況

・北岸管理棟の施設休場日（毎週月曜日）と漕艇場の施設休場日（毎週火曜日）を開場して、利用者サービスに努めました。

また、浜松市ボート協会と指定管理者間において、漕艇場における「時間外利用に関する協定書」を締結し、早朝利用並びに午後５時以降の利用時間の延長に対応しました。

[redacted]

[redacted]

イ　自主事業等実績　　＊Ｐ１８「自主事業の実施状況」参照

ウ　利用者からの要望や苦情に対する対応

市民からの多様化・高度化する要望等に対して、直ちに実施できるものはその場で改善・回答しました。また、市民ニーズの把握と市民サービス向上を図るために、[redacted]

＊Ｐ１９「利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等」参照

（６）環境・障がい者等への配慮（社会貢献）

ア　省エネ、廃棄物の発生抑制など環境負荷低減のための取り組み

・園内美化と廃棄物発生抑制

浜松市環境基本計画に基づく「一般廃棄物の減量とリサイクル」を推進するため、園内で発生する廃棄物について園内美化と削減対策を行い、環境にやさしい取り組みや“ゴミ減量化と資源の再利用”の推進を行いました。

種類	方法
一般ゴミ	[redacted]
枝葉・草等	

・環境に配慮した緑地管理

[redacted]

イ　障がい者等への支援“トライアル事業”

[redacted]

ウ　障がい者優先調達

[redacted]

（７）平等利用（平等性）

ア　施設利用料と利用時間

浜松市都市公園条例等に定める利用料金と利用時間の設定を行い、平等利用に供しました。

イ　公園使用における平等な対応

■ 近隣住民や他の利用者への配慮

公園の利用に様々な要望や問い合わせなどがある中で、[redacted]

■ 浜松市都市公園条例の遵守と受付・許可

条例等を遵守し、特に「行為の制限」・「行為の禁止」・「利用の制限」を把握し、受付・許可を行いました。

■ 運用基準を基にした公平・公正な対応

当グループ内の浜松公園緑地協会が独自に作成した[redacted]また、浜松市の事業やその他関連事業の使用についても同様に、調整し対応しました。

ウ　安全を第一に考えた平等利用と利用制限

■ 利用制限事項

[redacted]

■ 利用注意事項

[redacted]

3　収支・利用者数等に関する項目

（1）　収入の妥当性

○利用料金収入

漕艇場の艇庫利用は、昨年度に比べ利用団体からの艇やオールの申請数が増加しました。また、漕艇場の会議室については、昨年度に比べ平日の利用が増加しました。

そして、園内における公園行為使用料は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたことで、「佐鳴湖国際駅伝大会」などの大規模イベントが開催されました。また、興行による撮影（結婚式の前撮り撮影など）が多数、行われたことにより、昨年度に比べ使用料が増加しました。

これらにより、利用料金収入は予算額に比べ決算額が増加しました。

○その他収入

その他収入のうち自動販売機手数料収入は、自動販売機の売り上げが減少傾向にあり、それに伴う手数料収入が減少しました。

それにより、その他収入は予算額に比べ決算額が減額となりました。

（2）　支出の妥当性

・人件費

[redacted]

・光熱水費

光熱水費のうち電気料金は、園内における園内灯のＬＥＤ化工事が完了したことに加え、タイマー調整をこまめに行ったことにより、予算額に比べ減額となりました。

また、水道料金については、水道メーターの検針と水道栓などの交換を行い、水漏れが改善できたことで、予算額よりも減額となりました。

燃料費、ガス料金につきましては、燃料費高騰などの社会情勢もありましたが、概ね予算額と同程度の決算額となりました。

・需用費

当初の予算額と同程度の決算額となりました。

・修繕費

昨年度までは、園内各所にあるトイレの老朽化の影響により、センサーの不具合や配管からの漏水などの急を要する修繕を実施してきました。本年度は、計画通りの修繕を実施し、急遽対応すべき修繕等が発生しなかったため、予算額に比べ決算額が減額になりました。

・役務費

役務費のうち電話料は、[redacted]それにより、役務費は予算額と比べ決算額が若干の増額となりました。

・委託費

[redacted]

しかしながら、設備保守点検業務に関しては、委託先の見積もり単価等が値上がりしたことで、予算額に比べ決算額が増額となりました。

・使用料及び賃借料

使用料及び賃借料のうち、下水道使用料は概ね予算額通りでありました。

一方、車両リース料については、リース更新に伴い予定していた金額が減額されました。それにより、予算額に比べ決算額が減額となりました。

・備品購入費

当初の計画どおりの備品を購入しました。

それにより、予算額と同程度の決算額となりました。

・事業費

本年度も昨年度と同様に佐鳴湖で活動する団体で構成されている [redacted] を運営して当初の計画通り事業を実施しました。

[redacted]

（３）　利用者数等の実績　…別紙参照

・北岸管理棟

新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたことにより、「人数制限」の規制を撤廃できました。そのため、昨年度の利用人数を上回る２，７９５人となり、計画時の年間利用者数を超える利用者数となりました。

・漕艇場

漕艇場の利用者数は、昨年度の数値を少し下回る２５，２９５人となりましたが、これは、艇庫の利用団体の人数の減少が影響しているのではないかと考えています。一方、日曜日における中学生や高校生の部活動としての活動が減少したことも一つの要因と考えています。

会議室については、平日、休日ともに定期的に利用されていることから、５２３人となり、昨年度に比べて微増となりました。

4　管理施設の利用状況

（1） 利用人数

ア　北岸管理棟

	北岸管理棟利用人数	
月	件数	人数
4月	9	112
5月	4	53
6月	9	107
7月	15	142
8月	25	285
9月	14	462
10月	21	411
11月	11	102
12月	11	91
1月	17	270
2月	16	344
3月	18	417
合計	170	2,796

イ　漕艇場

	令和5年度　佐鳴湖漕艇場利用人数					
	一般		高校生以下		合計	
月	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	65	613	90	1,941	155	2,554
5月	61	595	88	2,385	149	2,980
6月	70	850	71	2,627	141	3,477
7月	76	721	108	2,237	184	2,958
8月	61	429	90	1,630	151	2,059
9月	58	418	98	1,708	156	2,126
10月	61	497	76	1,339	137	1,836
11月	62	459	35	894	97	1,353
12月	56	346	51	1,113	107	1,459
1月	36	397	37	681	73	1,078
2月	46	465	46	1,108	92	1,573
3月	43	428	77	1,414	120	1,842
合計	695	6,218	867	19,077	1,562	25,295

ウ　漕艇場会議室

	漕艇場会議室利用人数	
月	件数	人数
4月	19	70
5月	14	50
6月	14	47
7月	20	59
8月	15	14
9月	12	19
10月	12	40
11月	11	31
12月	14	40
1月	15	55
2月	13	46
3月	14	52
合計	173	523

（2）使用料又は利用料金の収入実績

	漕艇場														北岸管理棟						公園行為使用料	利用料合計金額
	艇使用料						会議室 8:30～9:00		会議室 9:00～17:00		シャワー室		小計		多目的室				小計			
	一般		高等学校以下		小計		件数	金額 50円	件数	金額	件数	金額			エアコン		電源コンセント					
	件数	金額 260	件数	金額 150	件数	金額				110		100			件数	金額 100	件数	金額 100				
4月	1	260	1	150	2	410			54	5,830	1	100	6,340								25,520	31,860
5月	6	1,560			6	1,560			44	4,840	2	200	6,600								48,532	55,132
6月									42	4,620			4,620		3	300			300		13,200	18,120
7月									52	5,770	12	1,200	6,970								8,250	15,220
8月			8	1,260	8	1,260			38	4,180	1	100	5,540		61	6,100			6,100		17,765	29,405
9月	15	3,900			15	3,900			32	3,520	5	500	7,920		6	600			600		8,976	17,496
10月	2	520			2	520			40	4,400	4	400	5,320				1	100	100		30,844	36,264
11月	4	1,040			4	1,040			33	3,630	1	100	4,770		8	800			800		16,720	22,290
12月									41	4,510	3	300	4,810		4	400			400		21,340	26,550
1月	4	1,040			4	1,040			51	5,610	8	800	7,450		4	400			400		10,340	18,190
2月			4	600	4	600			39	4,290	4	400	5,290		6	600			600		8,140	14,030
3月	4	1,040			4	1,040			36	3,960	7	700	5,700		4	400			400		53,790	59,890
年計	36	9,360	13	2,010	49	11,370			502	55,160	48	4,800	71,330		96	9,600	1	100	9,700		263,417	344,447

	艇庫																					
	艇													オール								
	一般						高等学校以下						艇合計	一般		高等学校以下		オール合計		艇オール合計	総合計	
			シングルクラス		小計			シングルクラス		小計												
	件数	金額 3,820	件数	金額 1,910	件数	金額	件数	金額 1,670	件数	金額 835	件数	金額	件数	金額	件数	金額 260	件数	金額 150	件数	金額		
4月	2	137,520	2	389,640	4	527,160	5	480,960	6	661,320	11	1,142,280	15	1,669,440	1	40,560	1	82,800	2	123,360	1,792,800	1,824,660
5月	1	275,040			1	275,040	1	160,320	1	180,360	2	340,680	3	615,720	1	24,960			1	24,960	640,680	695,812
6月							1	160,320	1	180,360	2	340,680	2	340,680							340,680	358,800
7月																						15,220
8月																						29,405
9月																						17,496
10月																						36,264
11月																						22,290
12月	1	45,840	1	68,760	2	114,600							2	114,600	1	43,680			1	43,680	158,280	184,830
1月			1	22,920	1	22,920							1	22,920							22,920	41,110
2月																						14,030
3月																						59,890
年計	4	458,400	4	481,320	8	939,720	7	801,600	8	1,022,040	15	1,823,640	23	2,763,360	3	109,200	1	82,800	4	192,000	2,955,360	3,299,807

（３）管理に係る経費の収支状況

第５－２様式　2023（令和５）年度

管理に係る経費の収支予算書及び報告書

収入の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
指定管理料			[redacted]			
		課税				
利用料金収入　※3						
		課税				
指定事業収入						
		課税				
その他収入						
	自動販売機手数料収入	課税				
	コピー料収入	課税				
	補助金等	不課税				
	雑収入					
収入小計（a）						
自主事業からの繰入金相当額（b）						
収入合計（a)+(b）						
（仮受消費税額計算）						

支出等の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
人件費　※4			[redacted]			
	給与・賃金	不課税				
	社会保険料	不課税				
	通勤手当	課税				
	健康診断費	課税				
	退職給付引当金繰入額	不課税				
管理費						
光熱水費　※5						
	電気料金	課税				
	水道料金	課税				
	ガス料金	課税				
	重油料	課税				
	灯油料	課税				
	燃料費	課税				
需用費						
	消耗品	課税				
	原材料費	課税				
	ガソリン代	課税				
	印刷製本費	課税				
修繕費						
		課税				
		課税				
役務費						
	電話料	課税				
	郵便料	課税				
	クリーニング	課税				
	広告料	課税				
	保険料	非課税				
	検査料	課税				
委託費						
	清掃業務	課税				
	樹木管理業務	課税				
	機械警備業務	課税				
	廃棄物収集運搬業務	課税				
	設備保守点検業務	課税				
	その他業務	課税				
設備保全費						
	空調設備保守	課税				
	消防設備保守	課税				
	電気設備保守	課税				
	浄化槽設備保守	課税				

	使用料及び賃借料		
		下水道使用料	課税
		NHK等放送受信料	課税
		その他業務	課税
	備品購入費		
			課税
	その他		
			課税
事務費			
		旅費	課税
		消耗品費	課税
		印刷製本費	課税
		使用料及び賃借料	課税
		郵便料	課税
事業費			
		報償費	課税
		消耗品費	課税
		印刷製本費	課税
		使用料及び賃借料	課税
		保険料	非課税
		広告料	課税
		郵便料	課税
		その他業務	課税
その他支出			
消費税納付額相当分ほか			
		消費税納付額相当分　※6	—
		印紙税	—
		自動車税	—
指定管理者納付金			
		納付金	課税
一般管理費等　※7			
支出等小計 (a)			
自主事業への繰出金相当額 (b)			
支出等合計 (a)+(b)			
(仮払消費税額計算)			

[redacted]

自主事業に係る収支予算書及び報告書

収入の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
	参加費収入		[redacted]			
	手数料収入					
	雑収入					
収入小計 (a)						
本業務からの繰入金相当額 (b)						
収入合計 (a)+(b)						
(仮受消費税額計算)						

支出等の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
人件費 ※1			[redacted]			
	給与・賃金	不課税				
事業費						
	報償費	課税				
	消耗品費	課税				
	印刷製本費	課税				
	施設利用料	課税				
	使用料及び賃借料	課税				
	行政財産使用料	課税				
	保険料	非課税				
	広告料	課税				
	郵便料	課税				
事務費						
	旅費	課税				
	消耗品費	課税				
その他支出						
消費税納付額相当分ほか						
	消費税納付額相当分 ※3	—				
	印紙税	—				
一般管理費等 ※4						
支出等小計 (a)						
本業務への繰出金相当額 (b)						
支出等合計 (a)+(b)						
(仮払消費税額計算)						

連結収支予算書・報告書（本業務＋自主事業）

収入の部　　（税込、単位：円）

科目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費収入小計	—	[redacted]			
自主事業に係る収入小計	—				
総収入合計					

支出等の部　　（税込、単位：円）

科目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費支出等小計	—	[redacted]			
自主事業に係る支出等小計	—				
総支出等合計					

参考（再掲）

科目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
一般管理費等（本業務）	—	[redacted]			
一般管理費等（自主事業）	—				
一般管理費等合計					

（３） 自主事業の実施状況

地域交流・地域活性化に関するもの

事業名	開催月	時間	人数	目的・内容
[redacted]				

（５）利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

【利用者アンケートの概要】

	実施期間	実施方法	集計数
1	令和５年５月１日～５月３１日	アンケート月間	[redacted]
2	令和５年５月２１日	自主事業時	
3	令和５年１０月１日～１０月３１日	アンケート月間	
4	令和５年１０月１５日	自主事業時	
5	令和６年２月１８日	自主事業時	

【利用者からの苦情、意見等】（一部抜粋）

主な内容	対処
東岸のトイレに蚊やウンカのようなものがたくさんいて臭いし気持ち悪い。	[redacted]
西岸の園路が、雨上がり時に通行できない。水溜まりと悪臭がする。	
東岸のトイレがずっと使用できないのはどうしてか。	
であい橋の継ぎ目のところで転倒した。	
花見台の池や流れが長期間動いていない。コイが死んでしまうから早く何とかしてほしい。	

（６）施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
西岸里山	里山に架かる木道の材が腐食などで劣化していました。	[redacted]
西岸里山山道	山道の丸太階段の腐食個所の点検を実施したところ、丸太の腐食がみられました。	
サンクンガーデン	サンクンガーデン南側の池内ポンプが作動していませんでした。	

北岸園路不陸	北岸木道南付近の園路にてコンクリート塊が露出して不陸状態であったため、利用者が転倒する事案が発生しました。	[redacted]
西岸	台風2号の大雨により、西岸道路沿い（赤池付近）と、坂下～ベープ広場の園路沿い2か所が土砂崩れを起こしました。また、漕艇場北側駐車場斜面より倒木があり、駐車場が利用できなくなりました。	
西岸	西岸道路にて不陸状態となっていました。	
サンサン駐車場トイレ	多目的トイレの配水管が腐食し、水漏れを起こしていました。	
ひょうたん池トイレ	男子トイレの大便器が詰まりを起こしていました。	
東岸桜通り駐車場	東岸歩道に関する注意看板が壊されていました。	
であい橋駐車場トイレ	男子小便器フラッシュセンサー（右側）の不具合が発生しました。	
であい橋駐車場トイレ	男子小便器フラッシュセンサー（左側）の不具合が発生しました。	
西岸（ザリガニ池付近）	西岸道路にて冠水が発生しました。	
西岸	排水桝のつまりが発生しました。	
東岸桜通り駐車場付近	園路上の枝にかかり枝がみられました。	
東岸木道	木道に腐食がみられました。	
漕艇場	第二艇庫のドアクローザーに不具合がみられました。	
桜通り駐車場トイレ	女子トイレに異物がつめられていました。	
西岸坂下トイレ	トイレの配管に木の根があったため、配管のつまりが発生しました。	

里山山道	階段の損傷がみられました。	[redacted]
北岸木道	木道のスロープ部の一部に腐食がみられました。	
里山山道	階段の損傷がみられました。	
北岸	北岸外トイレ西側の立ち飲み水栓が止水できなくなりました。	
ひょうたん池	男子小便器フラッシュバルブより水漏れが発生しました。	
北岸	給湯室の水栓より水漏れがありました。	

【備品等（Ⅰ種】

種類	損傷、減耗、不具合の状況	備考
	特にありません	

【備品等（Ⅱ種)】

種類	損傷、減耗、不具合の状況	備考
	特にありません	

（7）事後評価での指摘及び意見に対する対応状況

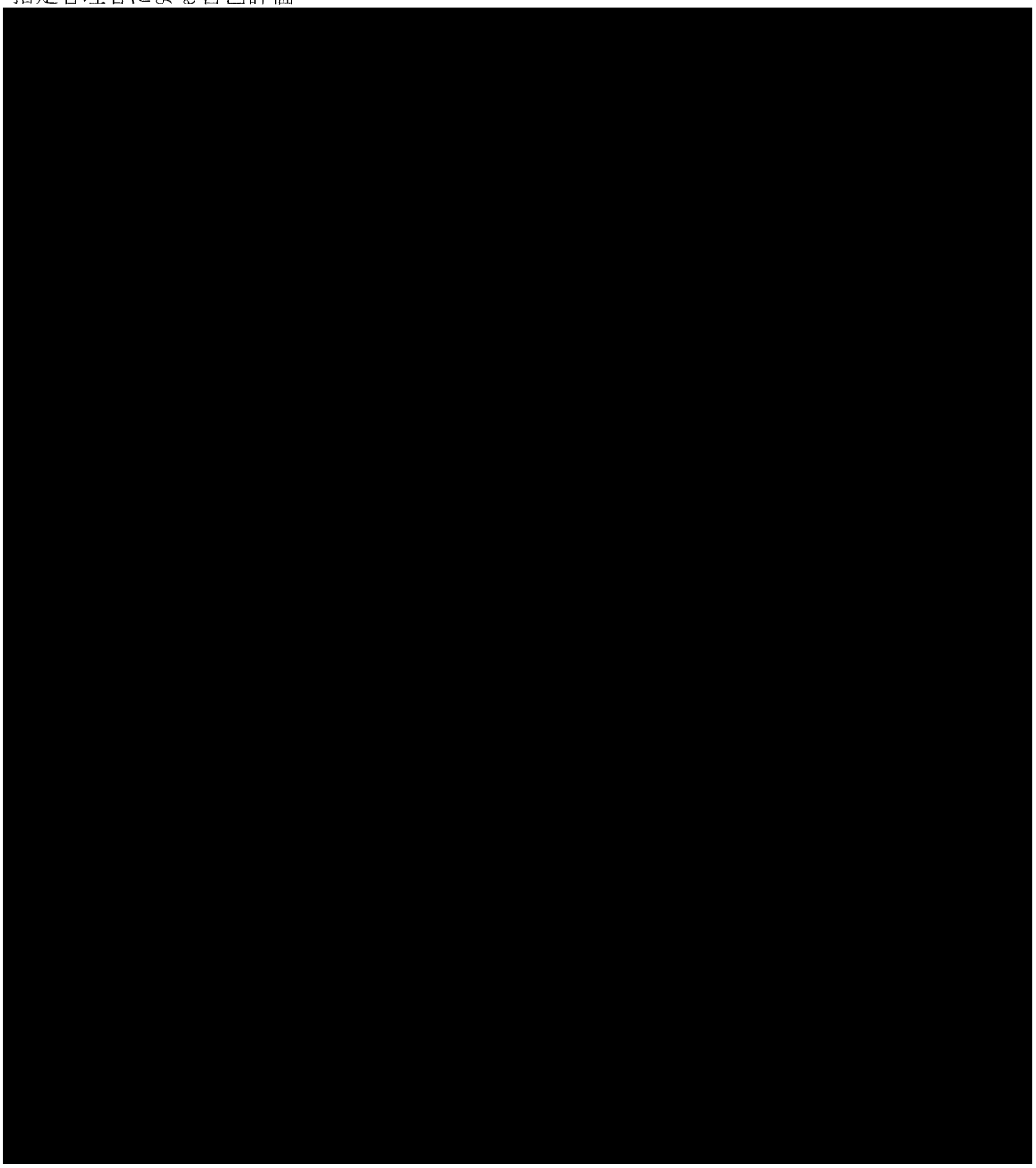
事後評価では、「自然、風景を楽しみながらウォーキング、ジョギングをしている利用者が多いため、園路の整備や樹木の手入れを積極的に実施するとともに、自然環境を活かした自主事業を園内で活動している各団体と連携することで、今後も、公園の魅力を高めることに一層努められたい。」とのご意見をいただきました。

[redacted]

（8）その他指定管理者との協定書で定める管理の状況



（9）指定管理者による自己評価



[redacted]

（１０）労働関係法令について

当グループは、労働基準法並びに労働安全法等を遵守し、毎年、基本方針・活動目標・管理体制等を定め、「安全衛生計画」を作成しております。

これらにより、労働関係法令に基づき、適正に業務を履行しました。

また、定期的に安全パトロールや安全に関する監査を行って、安全教育、健康面談など職員の安全面・健康面を守り、快適な労働環境づくりを推進しました。

（１１）施設運営に関する意見要望について

[redacted]